

水上村の給与・定員管理等について

水上村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年水上村条例第20号)の規定に基づき、水上村の給与・定員管理等を公表します。

水上村長 廣瀬親吾

1 総括

1. 人件費と職員給与費の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,503	2,750,890	274,665	460,862	16.8	18.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

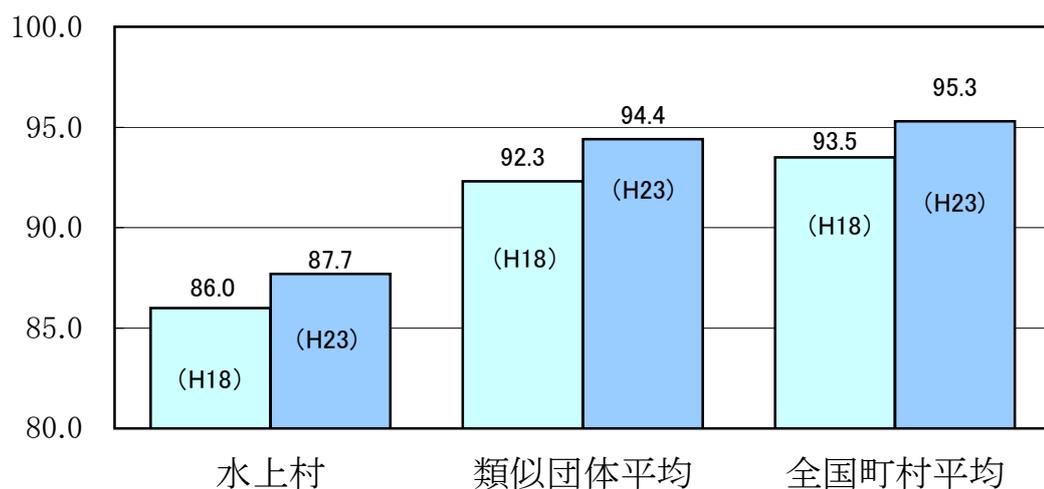
区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	53	167,736	20,361	59,020	247,117	4,663	5,523

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年度から平成21年度までの5か年間にわたり、集中改革プラン(定員管理計画)に基づき、職員7名を純減し、人件費の抑制を図った。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5)給与改定の状況 (人事委員会を設置していないので記載なし)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
22年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
22年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

2. 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水上村	41.0 歳	286,500 円	335,015 円	309,189 円
県	43.9 歳	337,087 円	395,657 円	365,691 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	— 円
類似団体	42.7 歳	312,748 円	361,552 円	342,278 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額	
水上村	48.3 歳	5 人	270,200 円	298,940 円	293,500 円	—	—	—	—
うち 自動車運転手	46.1	3	267,300	298,066	291,000	営業用バス運転者	48.5	283,300	1.05
うちその他	51.8	2	274,500	300,400	297,300	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	321,662 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	3 人	284,301 円	305,261 円	301,251 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
水上村	— 円	— 円	—
うち 自動車運転手	4,767,792	4,048,000	1.18
うちその他	4,795,800	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成20年～22年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
- 3 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		水上村	熊本県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	167,034 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	135,897 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	142,299 円	— 円
	中学卒	129,200 円	126,585 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成23年4月1日現在)

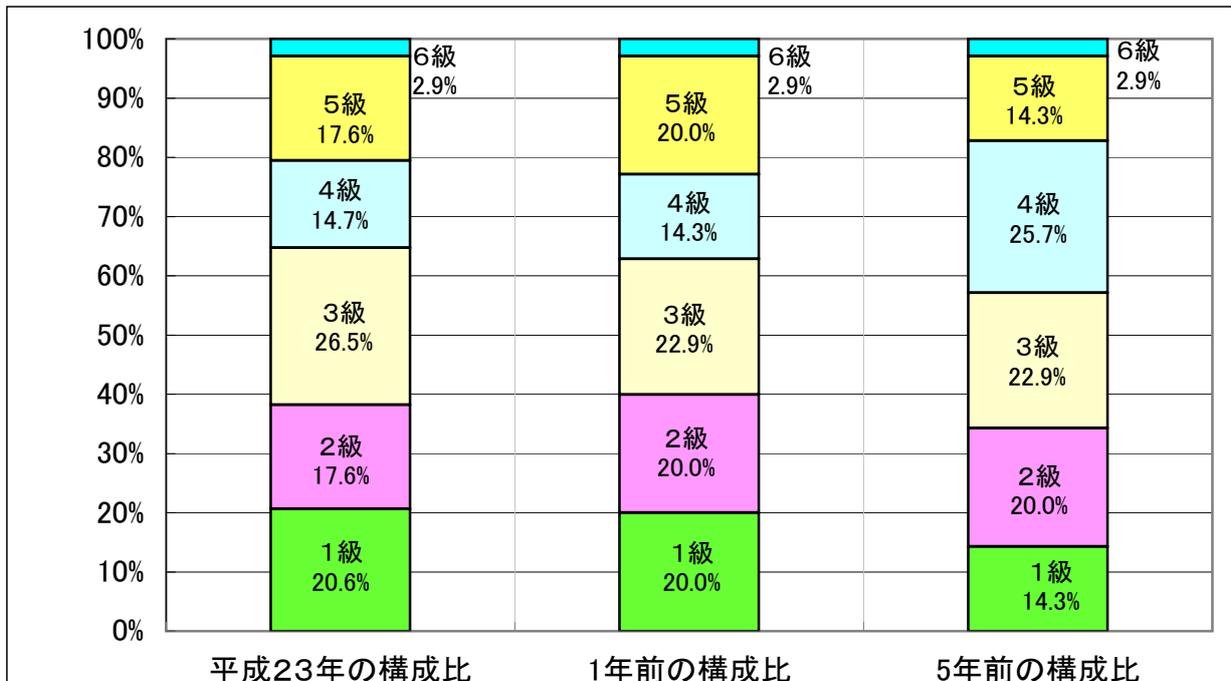
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,900 円	272,400 円	300,800 円
	高校卒	216,800 円	243,700 円	286,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・保育士・保健師の職務	7 人	20.0 %
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事・保育士・保健師の職務	7 人	20.0 %
3 級	参事・係長・主任保育士・保健師の職務	8 人	22.9 %
4 級	課長補佐・課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	5 人	14.3 %
5 級	課長の職務及びその職務内容が、これと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	7 人	20.0 %
6 級	総務課長及び総務課長経験者の職務	1 人	2.9 %

- (注) 1 水上村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定導入による反映は未済

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水上村		熊本県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,191 千円		1,586 千円			
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
()月分	()月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、勤務の級等による加算措置		職制上の段階、勤務の級等による加算措置		職制上の段階、勤務の級等による加算措置	
役職加算	5~10%	役職加算	5~20%	役職加算	5~20%
		管理職加算	15~25%	管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

水上村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置		2%~20%加算)
1人当たり平均支給額		20,170 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		144 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		24,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		11.3 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員6人	地籍調査、滞納整理	月額2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	5,007 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	132 千円
支給実績(21年度決算)	3,157 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	72 千円

(5) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者、配偶者(非)扶養、特定加算等	同		8,095 千円	252,969 円
住居手当	借家、自宅	同		1,146 千円	191,000 円
通勤手当	自動車	同		1,588 千円	34,522 円
管理職手当	課長	同		3,192 千円	399,000 円

6. 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	村 長	739,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 280,000 円
	副 村 長	573,000	円	667,000 円 / 299,000 円
報酬	議 長	296,000	円	307,000 円 / 150,000 円
	副 議 長	244,000	円	251,000 円 / 119,000 円
	議 員	222,000	円	228,000 円 / 100,000 円
期末手当	村 長	(22年度支給割合) 2.60 月分		
	副 村 長	(22年度支給割合) 2.60 月分		
退職手当	村 長	(算定方式) 在職年方式 500/100	(1期の手当額) 14,780,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	在職年方式 290/100	6,646,800 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の額である。

7. 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

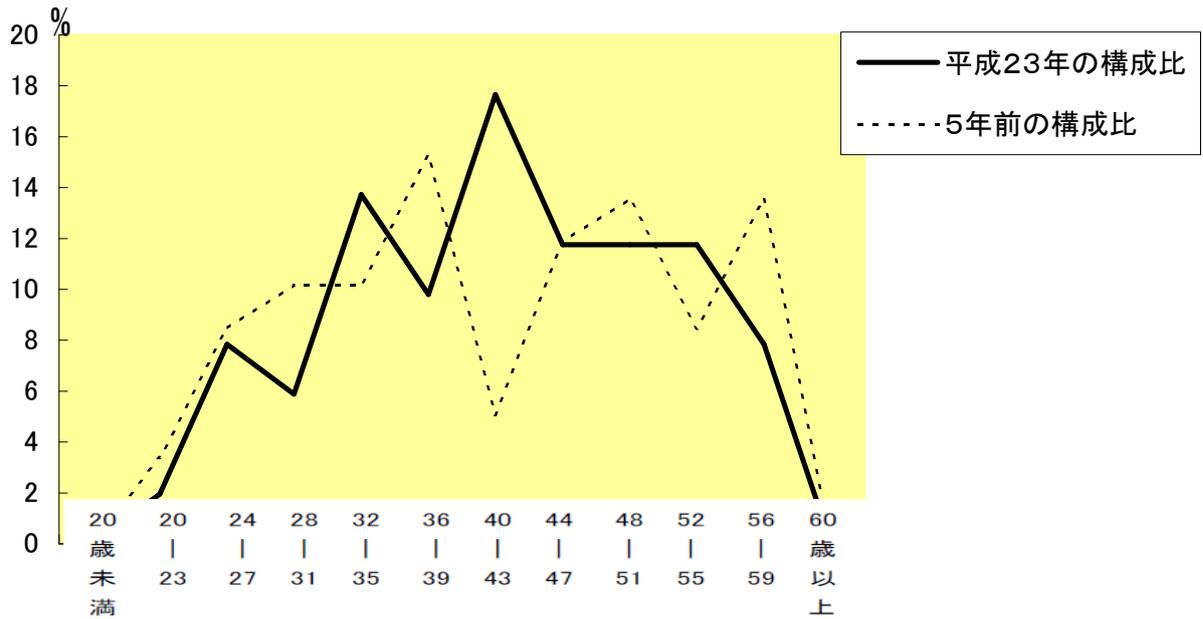
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
特別 行政 部門	議会	1	1	0	退職者の不補充
	総務	12	11	△ 1	
	一般行政部門	4	4	0	
	農林水産	7	7	0	
	商工	2	2	0	
	土木	3	3	0	
	民生	10	9	△ 1	
	衛生	2	2	0	
	小 計	41	39	△ 2	参考)人口千人当たり職員数 16.3人
	教育部門	8	8	0	
小 計	8	8	0	参考)人口千人当たり職員数 3.5人	
公 営 会 企 業 部 等 門	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	2	2	0	
	小 計	4	4	0	
合 計	53	51	△ 2	参考)人口千人当たり職員数 21.4人	
		[75]	[75]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で教育長を含まない数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	0	1	4	3	7	5	8	4	4	6	4	0	46
技労職						0	1	2	2	0	0		5
計	0	1	4	3	7	5	9	6	6	6	4	0	51

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	45人	42人	43人	42人	41人	40人	△ 5人 (△11.1%)
教育	10人	9人	9人	9人	8人	7人	△ 3人 (△30.0%)
普通会計計	55人	51人	52人	51人	49人	47人	△ 8人 (△14.5%)
公営企業会計計	4人	4人	4人	4人	4人	4人	0 (0.0%)
総合計	59人	55人	56人	55人	53人	51人	△ 8人 (△13.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部分別職員数。

8. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	—	午後0時00分から 午後1時00分	土曜日・日曜日 国民の祝日 年末年始

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、各種施設)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです

区分	休暇・休業期間等(1年あたり)	平成22年の取得状況
年次休暇	20日	1人平均7.1日
夏季休暇	3日以内	3日
病気休暇	3月以内	1人(23日)
介護休暇	6月以内	—
育児休業	子が3歳に達する日までの期間内	—

9. 職員の分限及び懲戒処分状況の状況

(1) 分限処分の状況

平成22年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降任	免職	休職	降級	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成22年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

10. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成22年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	平成22年の承認件数
研修を受ける場合	
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	22件

当該地方公共団体の委員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	
任命権者が特に認める場合	36件
合 計	58件

※職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

11.職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成22年度)

職員の研修の状況については、次のとおりです。

①階層別研修	新規職員研修(3名)、管理者研修(1名)
②専門研修	法制執務研修(15名)
③派遣専門研修	行政専門講座研修(4名)、市町村アカデミー研修(1名)、税務研修(4名)
④特別研修	職員倫理研修1回(55名)、2回(37名)
⑤保健教養研修・各種講演会聴講	

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定については、平成22年度に人事評価の研修を実施し、導入に向けて検討中です。

12.職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

平成22年度職員の健康管理の状況については、次のとおりです。

主な項目	対象者等	実施状況
・職員検診	全職員	43名
・人間ドック	30歳以上の職員及び家族	25名
・健康相談会	希望者	年1回
・歯科講座	希望者	随時

(2) 福利事業

健康づくりレクリエーション及びボランティア作業等計画

(3) 福利厚生事業に係る決算額

職員検診委託費 1,032,300円

(4) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として熊本県市町村職員共済組合に加入

当該共済組合により短期給付(医療保険)、長期給付(年金)のほか福祉事業が行われています。

消防 中体連
34 2